



# 利子補給制度のご案内



## 甲斐市内の小規模企業者を支援！！

人口減少や需要の低迷など、中小・小規模企業者にとって先行きの見えない状況のなか、小規模事業者を金融面から支援するために、「利子補給制度」を本年度も実施いたします。

下記表をご確認のうえ、申請等手続きを行っていただけますようご案内いたします。なお、利子補給の申請書類は甲斐市商工会にあります。

(※ただし、要件が満たない場合や、手続きの期限を過ぎた場合は本制度を受けることができない場合がありますので予めご承知おきください)

□ 制度利用が可能な方 (※下記1～4の要件すべてに該当する方)

＜小規模企業者（個人事業主・法人）＞

1. 常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下のもの
2. 市内に1年以上事業所を有し、引き続き事業を継続しようとする個人事業主、または法人  
※個人事業主は市内に居住している方
3. **市税等を完納している者**
4. 原則として商工会の指導を6ヶ月以上受けている者

□ 補助対象期間（平成27年度から平成29年度の3年間）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに融資を受けた事業者

□ 補助対象融資

1. 日本政策金融公庫制度融資
2. 山梨県商工振興資金
3. 商工会会員融資（商工貯蓄共済融資・スイフト500）
4. 甲斐市小規模企業者小口資金

□ 補給率・・・支払利子×50%（返済月から1年以内に支払った利子の1/2以内）

※ただし、延滞等に係る利子は含まない

□ 利子補給金限度額・・・10万円を限度とする（※補助対象期間内）

□ 手続き（申請/請求の2つの手続きが必要です）

①申請手続き（手続き期限⇒融資実行日の翌月5日まで）

- 1. 利子補給申請書（様式1）
- 2. 市税等の納付状況を確認する同意書
- 3. 法人：登記簿謄本 / 個人：住民票
- 4. 融資決定通知書（※公庫融資は不要） ・返済予定表の写し

用紙は商工会にあります。又HPからもダウンロードできます

（申請から1年後、商工会より請求依頼を通知させていただきます）

②請求手続き

- 1. 利子補給請求書（様式2）
- 2. 借入金の返済及び利子の支払いを明らかにする書類として  
融資取引明細表、またはお支払済額明細書

